

【指定（介護予防）訪問看護事業所の運営規程】

子どもと若者の訪問看護運営規程

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人プラットファームが開設する子どもと若者の訪問看護（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）訪問看護事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師、准看護師等（以下「看護職員等」という。）が、居宅事業にあっては要介護状態にある利用者に対し、予防事業にあっては要支援状態にある利用者に対し、適正な指定（介護予防）訪問看護を提供することを目的とする。

（指定訪問看護事業の運営の方針）

第2条 事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（指定介護予防訪問看護事業の運営の方針）

第3条 事業所の看護職員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 子どもと若者の訪問看護
- 2 所在地 神奈川県横須賀市船越町一丁目52番地4

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 看護職員等 3名（非常勤兼務3名）
看護職員等は、（准看護師は除く。）（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し、利用者又は家族に説明する。看護職員等は指定（介護予防）訪問看護の提供に当たる。

(営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間)

第6条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 水曜日から土曜日までとする。祝日は営業しない。
- 2 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。
- 3 サービス提供日 月曜日・水曜日から土曜日までとする。(祝日を含む)
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 4 サービス提供時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第7条 指定(介護予防)訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の世話
- 4 褥瘡の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は別添料金表のとおり。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定(介護予防)訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 1 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1kmごとに20円
- 2 前号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市、葉山町とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、指定(介護予防)訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センターの担当職員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情対応)

第12条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した指定（介護予防）訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項について)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果については看護職員等に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1か月以内
 - 2 繼続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人プラットファームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。